

# 私立幼稚園・保育所等のバス送迎における 安全管理の徹底に向けて（事例集）

～事故を二度と起こさない～



神奈川県 私学振興課・次世代育成課  
（令和5年6月）

# 目次

はじめに	2
I 本県の私立幼稚園・保育所等におけるバス送迎の現状	3
1 幼稚園	3
2 特別支援学校幼稚部	3
3 保育所等	3
II 実地調査について	4
1 実地調査の概要	4
2 調査結果の概要	6
3 観点ごとの課題ありの状況	7
4 課題が見られた施設の対応方針	8
III 取組事例、ヒヤリ・ハット集	9
1 送迎用バスの運行上の安全管理に関して工夫した取組の事例	9
2 ヒヤリ・ハット事例	12
IV 安全管理対策	17
1 マニュアルについて	17
2 制度改正の概要	17
3 安全装置等の導入に係る経費の補助について	18
4 研修について	19
参考資料	
1 文部科学省ほか作成「みんなの点呼で幼い生命を守る。」	
2 国土交通省作成「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインの対象となる装置」	

## はじめに

令和4年9月に静岡県牧之原市の幼保連携型認定こども園において、送迎用バスに園児が置き去りにされ、亡くなるという大変痛ましい事案が発生しました。事故の原因としては、バスの運転手と同乗者がともに園児の降車を確認していなかった、担任が保護者へ欠席の確認の連絡をしていなかったなど、いくつかの原因が重なったとされています。

この事故を受けて、送迎用バスを有する全ての幼稚園、保育所、認定こども園等に対して、各都道府県・市町村において、バス送迎の安全管理に関する実地調査を実施することとなり、本県においても、市町村に御協力をいただき、令和4年11月から令和5年3月までの期間に幼稚園等を回り実地調査を実施しました。

実地調査の中では、ラッピング等により外から送迎用バスの車内が見えにくくなっていた、園児の出欠確認に当たって、連絡がなく園児がいない場合の保護者への確認が徹底していなかった、などの課題がある幼稚園等が見られました。また、幼稚園等において工夫をしている事例、ヒヤリ・ハット事例などを収集することもできました。これら実地調査で確認した課題や事例を幼稚園等の施設、関係団体、市町村などに情報提供する必要があると考え、本事例集を作成しました。

本年4月からは、乗降車の際に点呼等の方法による園児等の所在確認、送迎用バスへの安全装置の装備及び当該装置を用いた降車時の園児等の所在確認が義務化されるなど、制度面での整備も進んでいます。今回のような事故を二度と起こさないよう、本事例集を研修に活用していただくなどして、事故防止に向けた取組をさらに進めていただきますようお願いいたします。

# I 本県の私立幼稚園・保育所等におけるバス送迎の現状 (R5.3.31時点)

令和5年3月時点の県内の幼稚園、特別支援学校幼稚部、保育所等の施設数、送迎用バスを保有する施設数及び送迎用バスの運行台数は次のとおりです。

1 幼稚園			
区分	県内施設数	送迎用バス保有施設数	送迎用バス運行台数
私学助成園	300	250	658
施設型給付園 (幼稚園型認定こども園含む)	275	218	561
計	575	468	1,219
2 特別支援学校幼稚部			
区分	県内施設数	送迎用バス保有施設数	送迎用バス運行台数
特別支援学校幼稚部	2	1	1
3 保育所等			
区分	県内施設数	送迎用バス保有施設数	送迎用バス運行台数
保育所	1,890	18	33
認可外保育施設 (ベビーシッター除く)	999	66	131
認定こども園 (幼保連携型・保育所型・地方裁量型)	159	69	223
小規模保育事業・広域的保育所等利用事業	470	3	11
計	3,518	156	398

## II 実地調査について

### 1 実地調査の概要

#### (1) 経緯

令和4年9月に静岡県で発生した園児の送迎バス置き去り死亡事件を受けて、保育所等に対する実地調査の実施についての国事務連絡が発出され、本県においても県、市町村が、幼稚園・保育所等の送迎用バスの保有状況やマニュアルの整備、園児の所在確認のための点呼の実施状況等について、実地調査を実施しました。

#### (2) 調査実施期間

令和4年11月～令和5年3月

#### (3) 調査対象施設数・調査実施機関

区分		対象施設数	調査実施機関
幼稚園	私学助成園	250	県 (私学振興課)
	施設型給付費園(幼稚園型認定こども園含む)	218	各市町(政令中核市含む)
	小計	468	
特別支援学校幼稚部		1	県 (私学振興課)
保育所等	保育所	18	県(次世代育成課)・政令中核市
	認可外保育施設	66	県(次世代育成課)・政令中核市
	認定こども園(幼稚園型認定こども園含まず)	69	県(次世代育成課)・政令中核市
	小規模保育事業・広域的保育所等利用事業	3	政令中核市・市
	小計	156	
合計		625	

備考 神奈川県は、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市が該当する。

#### (4) 調査方法

前項記載の各調査実施機関の職員が、対象施設を訪問し、国事務連絡の緊急点検の実施状況確認における観点に沿いながら、原則として、対象施設の責任者（園長・施設長等）同席の下で、送迎用バスの車内や送迎用バスの安全管理に係るマニュアル・実施記録の現物を確認し、送迎用バスの安全管理手順などについてヒアリングを実施しました。

#### <国事務連絡の緊急点検の実施状況確認における観点>

観点	内容
ラッピング	ラッピング等により外から「車内が見えにくい」若しくは「全く見えない」バスがある場合、なぜラッピング等をしているのか、車内が見えにくくなることに対してどのような対策を講じているのか、本当に必要なのか。
保護者との連絡・職員間の情報共有	こどもの出欠確認にあたって、連絡が無くこどもがいない場合、保護者へ確認を取っているか、また、こどもの出欠状況について、職員間で情報共有を行っているか。
複数職員の確認	こどもの出欠状況等について複数の職員で確認しているか。
乗降時の点呼等によるこどもの所在確認	乗降時にこどもの人数や名前等の確認を行っているか。
確認された情報の引継ぎや突合せ等	乗降時に確認された情報を施設・園の担当（担任）職員等に引き継ぎ、こどもの出欠に関わる情報と突合せを行っているか。
降車後見回り	こどもの降車後に車内の見回りを行っているか。
その他	各日、登園・降園それぞれについて記録できる乗車名簿を作成しているか。など
学校安全計画等	通園バスの乗降に係る安全確保について「学校安全計画」等に規定しているか。
園内研修	バス通園におけるこどもの見落とし防止につながる研修を園内で実施しているか。

## 2 調査結果の概要

区分	幼稚園		保育所	認可外 保育施設	認定こども園	特別支援学校幼 稚部、小規模保 育事業・広域的 保育所等利用事 業
	私学助成園	施設型 給付費園				
課題あり	84 (33.6%)	65 (29.8%)	4 (22.2%)	19 (28.8%)	10 (14.5%)	0 (0%)
課題が1つ	71 (28.4%)	37 (17.0%)	3 (16.7%)	11 (16.7%)	6 (8.7%)	0 (0%)
課題が複数	13 (5.2%)	28 (12.8%)	1 (5.6%)	8 (12.1%)	4 (5.8%)	0 (0%)
課題なし	166 (66.4%)	153 (70.2%)	14 (77.8%)	47 (71.2%)	59 (85.5%)	4 (100%)
計	250 (100%)	218 (100%)	18 (100%)	66 (100%)	69 (100%)	4 (100%)

備考 括弧書きは、対象施設における構成比。

### 3 観点ごとの課題ありの状況

区分	幼稚園		保育所	認可外 保育施設	認定こども園
	私学助成園	施設型 給付費園			
学校安全計画等	71 (28.4%)	38 (17.4%)			6 (8.7%)
園内研修	12 (4.8%)	25 (11.5%)	1 (5.6%)	9 (13.6%)	2 (2.9%)
ラッピング	8 (3.2%)	7 (3.2%)	2 (11.1%)	5 (7.6%)	1 (1.4%)
乗降時の点呼等による 園児の所在確認	2 (0.8%)	8 (3.7%)	0 (-)	8 (12.1%)	0 (-)
保護者との連絡・職員 間の情報共有	3 (1.2%)	8 (3.7%)	2 (11.1%)	3 (4.5%)	1 (1.4%)
複数職員の確認	1 (0.4%)	7 (3.2%)	0 (-)	1 (1.5%)	3 (4.3%)
確認された情報の引継ぎ や突合せ等	0 (-)	9 (4.1%)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
降車後見回り	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
その他	4 (1.6%)	14 (6.4%)	0 (-)	3 (4.5%)	1 (1.4%)

- 備考 1 複数項目に課題が見られた園がある。  
2 括弧書きは、対象施設に対する比率。

#### 観点ごとの課題の事例

観点	課題の事例
学校安全計画等	送迎用バスの安全管理に関する「学校安全計画」等が作成されていなかった。
園内研修	送迎用バスの安全管理に関する研修を実施していなかった。
ラッピング	ラッピング・スモークガラス等により外から送迎用バスの車内が見えにくくなっていた。
乗降時の点呼等による 園児の所在確認	乗降時に園児の人数や名前等の確認が不十分であった。
保護者との連絡・職員 間の情報共有	園児の出欠確認にあたって、連絡がなく園児がいない場合の保護者への確認が徹底していなかった。
複数職員の確認	園児の出欠状況等について複数の職員で確認していなかった。
確認された情報の引継ぎ や突合せ等	乗降時に確認された情報の園の担任等への引き継ぎ、園児の出欠に係る情報との突合せ等が不十分であった。
降車後見回り	-
その他	登園・降園時の乗車名簿等の作成がされていなかった。



## 4 課題が見られた施設の対応方針

課題の見られた施設のうち、実地調査時点で対応方針が決まっていなかった51施設については、令和5年度中に対応方針を定めるよう指導していきます。

また、課題の見られた施設については、今後、学校検査等において改善状況を確認していきます。

対応方針	幼稚園		保育所	認可外保育施設	認定こども園	計
	私学助成園	施設型給付費園				
既に解決に向けた対応を開始	22 (26.2%)	7 (10.8%)	0 (-)	1 (5.3%)	2 (20.0%)	32 (17.6%)
年度内に解決に向けた対応を予定	18 (21.4%)	9 (13.8%)	0 (-)	6 (31.6%)	3 (30.0%)	36 (19.8%)
時期は未定だが解決に向けた対応を予定	38 (45.2%)	24 (36.9%)	0 (-)	0 (-)	1 (10.0%)	63 (34.6%)
未定等	6 (7.1%)	25 (38.5%)	4 (100%)	12 (63.2%)	4 (40.0%)	51 (28.0%)
計	84 (100%)	65 (100%)	4 (100%)	19 (100%)	10 (100%)	182 (100%)

備考 括弧書きは、課題が見られた施設における構成比。

### Ⅲ 取組事例、ヒヤリ・ハット集

#### 1 送迎用バスの運行上の安全管理に関して工夫した取組の事例

県内の幼稚園、保育所等の実地調査の中で確認した送迎用バスの運行上の安全管理に関して工夫した取組の事例を以下でご紹介します。

##### ハード面での取組

- ◎ ブザー、インターフォンによるSOSの発信
  - 携帯用の防犯ベルを送迎用バスのドア付近に設置し、取り残された場合は鳴らすように園児に教育している。
  - 送迎用バスのドア付近に設置したボタンを押すと、園舎内のブザーが鳴るようにし、取り残しを防止している。市販の汎用のブザーを転用。
  - 送迎用バスのドア付近にインターフォンを設置して、ボタンを押すと園とつながるようになっている。
- ◎ 無線機による情報共有
  - 無線機を送迎用バスに装備して園とバス間の欠席連絡等を複数の職員で共有し、聞き漏らし等を防止している。
- ◎ カメラによる車内の把握
  - 送迎用バスの車内を録画できるドライブレコーダーを設置し、記録を残すだけでなく、録画されていることを職員に意識してもらい、緊張感を持ってもらう。
  - 送迎用バスの駐車場が園舎から離れているため、リアルタイムでバス車内を映せるカメラを駐車場に設置している。
- ◎ バスへの工夫
  - バスの乗降口から園児の様子が見やすくなるように、車両の右側と左側にある園児の座席の高さを左側が低くなるように変えている。
  - 送迎用バスの停車時には、ドアを手動で開けられるようにしている。

## ソフト面での取組

### ◎ 園児へのSOS発信の教育

- 園児に送迎用バスのクラクションの鳴らし方を教えて、取り残された場合は鳴らすように教えている。
- 送迎用バスの車内に複数のホイッスルを設置し、万が一取り残された場合は吹くように園児に教えている。
- 人形劇で送迎用バスの車内に取り残された場合のことやクラクションを鳴らすことを園児に教えている。

### ◎ 降車時、降車後の車内の確認

- 送迎用バスに添乗する教職員や運転手を実施する安全確認に加えて、子ども達への意識付けのため、バス降車時に年長の園児が、バスに残っている園児がいなか見回りをするといった子ども同士の取組をさせている。
- 園児の降車後に、すべての座席をひとつずつ消毒する、座席の日焼け止めカバーをかける、忘れ物がないか等の確認をすることで、子どもが残っていないかを併せて確認している。
- 運転手が送迎用バスの車内点検終了時に、バスの背面窓に「車内点検終了」の札をかける。最後尾までの確認を確実にさせる仕組みで、バス会社の取組を参考に導入している。

### ◎ 運行時の安全確認体制

- 送迎用バスに添乗員を2名配置し、車内の園児対応と車外の保護者受け渡し対応で役割分担し、園児の対応に気を取られて確認漏れをすることがないようにしている。
- バスの走行場所をGPSにより、保護者がタイムリーに確認できるようにしている。運行が遅れている等の連絡を添乗員や園がしなくて済むため、園児の安全確認に専念できる。

◎ 確認した園児の情報の引継ぎと突合

- 園児がバス降車後、玄関で検温した結果を名簿に記入し、徒歩通園児を含めた健康観察結果一覧名簿で登園状況を確認している。
  
- 園児の当日の出欠、バス送迎の有無について、ホワイトボードに記載して、添乗員と担任だけでなく全員が確認できるようにしている。
  
- 園児の出欠の連絡はアプリを導入しているが、必ず紙で出力し、チェック漏れをなくすようにしている。

## 2 ヒヤリ・ハット事例

県内の幼稚園、保育所等の実地調査の中で確認した送迎用バスの運行上の安全管理に関するヒヤリ・ハット事例を以下でご紹介します。



### 【事例1】

降園時に、乗車する予定の園児を乗せずに送迎用バスを出発させてしまい、途中で気付いて引き返した。

### □ 解説

- ◇ 園児の置き去りは園舎内でも発生する恐れがあります。長時間放置された場合は、重大な事故につながる可能性もあります。



### Point ヒヤリ・ハットからの気づき

- ◇ 子どもの乗車時に乗車名簿と照合しながら、点呼等で確実に乗車を確認することが重要です。

### □ 参考

- ◇ 登園時や散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底してください。
- ◇ 乗降車の際に点呼等の方法により、園児等の所在を確認することが法令により義務付けられました。



## 【事例2】

雨の日に使う通常とは違う園の降車場所での降車時に、園児を一人降ろし忘れ、車庫に戻った時点で気付いた。

### 📖 解説

- ◇ ふだんとは違う慌ただしい場面で起こってしまった事例です。ほかのことに気を取られて、園児の降車の確認がおろそかになった可能性があります。



### Point! ヒヤリ・ハットからの気づき

- ◇ 確認手順を漏れなく実施することが事故防止につながります。
- ◇ 降車時に乗車名簿と照合しながら、点呼等で確実に降車を確認し、降車後の車内の見回りを確実に行うことが重要です。

### 📖 参考

- ◇ 子どもが全員降車した後は、同乗職員及び運転手は車内の先頭から最後尾まで歩き、座席下や物かけなども含め一列ずつ車内全体を見回り、見落としがないか確認してください。
- ◇ 送迎用バス内における子どもの席を指定しておくことにより、所在確認をしやすくし、見落としを防止する効果が期待されます。
- ◇ 送迎用バスへの安全装置の装備及び当該装置を用いた、降車時の園児等の所在確認が法令により義務付けられました。



### 【事例3】

保護者からの電話を受けた職員が同じ苗字の園児をとり間違えて、それをもとに乗車名簿が作成され、降園時に本来、送迎用バスに乗らない園児を乗せてしまった。

#### □ 解説

◇ 思い込みで確認をおろそかにしてしまうと、園児の取り間違えが起きてしまいます。乗車名簿への転記ミスでも園児の取り間違えが起きる可能性があります。



#### ヒヤリ・ハットからの気づき

◇ 子どもの当日の出欠等を確認し、正確に乗車名簿を作成することが重要です。

#### □ 参考

◇ 該当の幼稚園では、保護者から電話で出欠等の連絡を受けた場合は、園児のフルネームでの確認を徹底するように再発防止策が講じられています。

◇ 子どもの欠席連絡等の出欠状況に関する情報については、バスによる送迎を行う子どもかどうにかかわらず、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底してください。



#### 【事例4】

登園時に、送迎用バスの運転手が所定の場所で待っていた保護者と園児を見落とし、バスに乗車させることができなかった。

#### □ 解説

- ◇ バスに乗車させることができなかったことで、直ちに園児に危険が及ぶわけではありませんが、運転手や同乗の職員がバス停ごとに乗車する園児の確認を徹底していれば、防げたはずです。



#### Point! ヒヤリ・ハットからの気づき

- ◇ 乗車名簿は、運転手、同乗職員、園長、担任職員等と共有することが重要です。
- ◇ 同乗職員は、バス停に乗車すべき子どもがいない場合や乗車しないはずの子どもがいる場合などは、出席管理責任者に連絡し、出席管理者は保護者に速やかに連絡して確認することが重要です。

#### □ 参考

- ◇ 子どもの欠席連絡等の出欠状況に関する情報については、バスによる送迎を行う子どもかどうにかかわらず、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底してください。





### 【事例5】

送迎用バスの第一便の降車時の車内点検が不十分であったことから、後部の座席で寝ていた園児を見落としとしてしまい、第二便発車時に気が付いた。

#### □ 解説

- ◇ 寝てしまった園児は前方からでは見えにくくなります。座席の下で寝てしまった場合は、特に見えにくいようです。



#### Point ヒヤリ・ハットからの気づき

- ◇ 降車時に乗車名簿と照合しながら、点呼等で確実に降車を確認し、降車後の車内の見回りも確実に行うことが重要です。

#### □ 参考

- ◇ 子どもが全員降車した後は、同乗職員及び運転手は車内の先頭から最後尾まで歩き、座席下や物かけなども含め一列ずつ車内全体を見回り、見落としがないか確認してください。
- ◇ 送迎用バス内における子どもの席を指定しておくことにより、所在確認をしやすくし、見落としを防止する効果が期待されます。
- ◇ 送迎用バスへの安全装置の装備及び当該装置を用いた、降車時の園児等の所在確認が法令により義務付けられました。

## IV 安全管理対策

### 1 マニュアルについて

令和4年10月に国からこどものバス送迎・安全徹底マニュアル「みんなの点呼で幼い生命を守る。」が示されています。

同マニュアルを参考にいただき、マニュアル未作成の施設においては、施設の実情に合わせたマニュアルの作成をお願いします。また、既にマニュアルを作成済みの施設においても、同マニュアルを参考に、必要に応じて既存のマニュアルの見直しをお願いします。

(参考) 文部科学省ほか作成こどものバス送迎・安全徹底マニュアル「みんなの点呼で幼い生命を守る。」

### 2 制度改正の概要

#### ○ 園児の移動のために自動車を運行する場合の所在確認と安全装置の装備の義務付け

県では、国の省令等を受け、保育所または認定こども園における園児の移動のために自動車を運行する場合の所在確認と安全装置の装備の義務付けに対応するため、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「認定こども園の要件を定める条例」を改正しました。概要は次のとおりです。

##### 【概要】

- ① 園児の移動のために自動車を運行するときは、自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により園児の所在を確認すること。
  - ② 通園用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザー等の車内の児童の見落としを防止する装置を装備すること。
- ※ ②については、令和6年3月31日まで経過措置あり。

なお、幼稚園及び幼保連携型認定こども園については、学校保健安全法施行規則に新設された規則を適用（内容は上記のものと同様）

（施行日）

令和5年4月1日

### 3 安全装置等の導入に係る経費の補助について

#### (1) 安全装置の要件

令和4年12月20日に、国土交通省において、「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」が策定され、送迎用バスへのこどもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置として、最低限の要件が定められ、降車時確認式、自動検知式の2種類の装置が対象とされています。

(参考)「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」  
(国土交通省URL)

[https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07\\_hh\\_000433.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000433.html)

#### (2) 補助制度

県では、送迎用バスへの安全装置の装備、登降園管理システムや子どもの見守り支援システムの導入に要する経費の一部補助を行っています。

#### ア 私立幼稚園等安心・安全対策支援事業

補助事業	学校種	補助率
送迎用バスの改修支援	①幼稚園・特別支援学校幼稚部 ②小・中・中等教育学校(前期課程)、各種学校	①定額(175千円/台上限) ②定額(88千円/台上限)
ICTを活用した子どもの見守り支援	幼稚園・特別支援学校幼稚部	4/5以内(160千円上限)
登降園管理システム導入支援	幼稚園・特別支援学校幼稚部	4/5以内(560千円上限)

備考 令和4年度に引き続き、令和5年度実施予定の事業に対する補助についても募集をしています。

#### イ 認可外保育施設支援事業費補助金（予定）

補助事業	施設種別	補助率
送迎用バスの改修支援	認可外保育施設	定額(175千円/台上限)
ICTを活用した子どもの見守り支援		4/5以内(160千円上限)
登降園管理システム導入支援		4/5以内(560千円上限)

(備考1) 令和5年度の募集については詳細が決まり次第改めてお知らせします。

(備考2) 保育所、認定こども園及び小規模保育施設の補助制度については施設の所在する市町村にお問合せください。

## 4 研修について

本事例集については、施設内の研修等でご活用ください。

なお、県次世代育成課・教育委員会及び文部科学省が子どものバス送迎における安全管理の動画を作成しているので、併せてご活用ください。

- 「保育所等の通園バス安全管理研修」（県次世代育成課（令和5年9月末まで公開））

URL:<https://youtu.be/25N8n-du8LI>

(25Iヌ8Iヌハイフンデ ヲ8Iル7イ)

内容：国が作成した「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル（安全管理マニュアル）に沿った、こどものバス送迎の適切な運用について



- こどものバス送迎安全管理対策（県教育委員会保健体育課）

URL:<https://youtu.be/Aeg0070lf4o>

(E-I-Z ヲセ 07ゼ 0Iル74オ)

内容：神奈川県内の緊急点検・実地調査の結果、取組事例の共有



- 安全管理マニュアルの適切な運用に向けた研修動画（こども家庭庁）

URL:<https://www.youtube.com/watch?v=0feDbZ1fQ9M>

(オ-I7イ-デ ヲセ ヲットイ7キユ-9Iム)

内容：こどものバス送迎・安全徹底マニュアル（安全管理マニュアル）の適切な運用について

